

平成24年4月6日制定

平成26年4月1日改正

平成31年4月1日改正

三朝町スポーツ少年団共通活動指針

三朝町スポーツ少年団本部長
(三朝町教育委員会教育長)

1 スポーツ少年団の目的

- (1) スポーツ少年団は好きなスポーツ活動を通して、青少年の健全育成を目指す組織です。
- (2) スポーツ少年団は、スポーツする楽しさを通して人間形成を図るものであり、過度に勝利優先主義に陥ることは厳に慎まなければなりません。
- (3) スポーツ少年団の活動は、特定のスポーツだけでなく色々なスポーツの体験や地域社会における奉仕活動参加等も大切な活動です。

2 共通活動指針設定の目的

- (1) 各団は、それぞれの活動方針によって活動していますが、多くの団が1年生からの入団を認めており、団員の年齢範囲が広く、活動に当っては年齢、体力等に応じて活動日数や活動時間の基本部分は、各団共通して設定する必要があると判断します。
- (2) ついては、本町における健全なスポーツ少年団活動推進のため、三朝町スポーツ少年団本部は、ここに基本的な活動について各団共通の活動指針を設定します。
- (3) 各団は、この共通活動指針の趣旨を十分理解し、遵守の上、活動してください。

3 共通活動指針

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 活動日は、<u>原則週3回以内</u>とする。(2) 活動時間は、<u>原則1回2時間以内</u>とし、午後8時までとする。(3) 団員の体力・集中力等を考慮して、<u>毎週土・日に練習試合を計画するようなことは極力避けてください。</u>(4) 活動計画の立案に当っては、指導者と育成者が十分協議して決定すること。(5) 活動計画の立案に当っては、団員の年齢、体力等を考慮して、低学年・中学年・高学年に応じた練習内容、指導方法、時間配分等を設定するよう努めること。(6) 指導者又は育成者は、団員集合時間には必ず出席していること。(7) 台風・豪雨等の自然災害による、<u>学校の早退日・休校日には活動をしないこと。</u>(8) 学校行事・子ども会行事への参加を優先し、スポ少の参加を強制しないこと。 |
|---|

4 その他

- (1) 各スポーツ少年団は、円滑かつ健全な活動を推進するため、指導者と育成者は日ごろから意見交換の機会を持ち、十分な意志疎通を図ること。
- (2) 本町体育施設は、町内スポーツ少年団の活動支援のため、日常の練習で使用する場合は無料とします。町内スポーツ少年団が他市町村チームとの練習試合で使用する場合も無料とします。

附 則

この活動指針は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この活動指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この活動指針は、平成31年4月1日から施行する。